

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

令和3年2月
朝霞市長寿はつらつ課

1 制度の概要

軽度者に対する福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる種目（対象外種目）が定められています。

ただし、軽度者であっても、医学的な所見に基づき福祉用具の貸与が必要と認められる場合は、対象外種目についても例外的に給付することができます。

「軽度者」とは

指定福祉用具貸与費の算定にあたっては、要介護1の者をいいます。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1～3の者をいいます。

指定介護予防福祉用具貸与費の算定にあたっては、要支援1・2の者をいいます。

2 背景と経緯

軽度者に対する福祉用具貸与については、平成18年度介護報酬改定に伴い、保険給付の対象とならない仕組みへの改正が行われ、例外的に給付される状態像の判断方法として、認定調査結果を活用することとされました。

しかしながら、この判断方法では、福祉用具が必要な状態であるにもかかわらず、例外給付の対象とならない事例があることから、平成19年4月から、上記に加え、医師の意見（医学的な所見）に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与（介護予防）が特に必要である旨が判断されている場合は、これらについて市町村が書面等確実な方法により確認し、例外給付の可否を判断することとされました。

3 対象外種目（例外給付対象種目）

対象外種目は、次のとおり定められています。

(1) 要支援1・2、要介護1の方

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器
認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）

(2) 要支援1・2、要介護1～3の方

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引できる機能のものを除く。）

4 算定の可否の判断基準

軽度者の場合は、次の（１）から（３）のいずれかに該当する必要があります。

（１）基本調査の結果で判断

原則として表１の定めるところにより、基本調査の直近の結果を用い、その可否を判断するものとされています。（市への確認は不要です。）

（２）該当する基本調査結果がない場合の判断

表１の中で、アの（二）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、「主治医から得た情報及び福祉用具専門員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じて適切なケアマネジメント」により指定居宅介護（介護予防）支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」とする。）が判断することとなります。（市への確認は不要です。）

【注意点】

- ・算定根拠となる判断結果（サービス担当者会議録や関係書類等）は、必ず記録・保存してください。記録が確認できない場合、給付は認められません。
- ・利用者の身体状況等の変化により、福祉用具貸与が必要な理由に変更がある場合は、再度サービス担当者会議等を実施するなど、随時必要な理由の見直しを行ってください。

（３）市町村の確認による判断

前（１）（２）に関わらず、「次の i）から iii）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断」され、かつ、「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断」されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法で確認することにより、その可否を判断することができるとされています。

この場合において、医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センターの担当職員。以下「担当ケアマネジャー」とする。）が聴取した居宅（介護予防）サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えありません。具体的な事例内容は表２のとおりです。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

表1 福祉用具貸与の算定可否の判断基準

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次の <u>いずれか</u> に該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」に該当する
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査結果なし(市への確認は不要) →居宅介護支援事業者等が判断
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次の <u>いずれか</u> に該当する者	
	(一) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4 「3. できない」に該当する
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」に該当する
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」に該当する
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解の <u>いずれか</u> に支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外に該当する 又は 基本調査3-2～3-7の <u>いずれか</u> 「2. できない」に該当する 又は 基本調査3-8～4-15の <u>いずれか</u> 「1. ない」以外に該当する その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外に該当する
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次の <u>いずれか</u> に該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (※例 バスリフト)	基本調査1-8 「3. できない」に該当する
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (※例 昇降座椅子、バスリフト)	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」に該当する
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 (※例 段差解消機)	該当する基本調査結果なし(市への確認は不要) →居宅介護支援事業者等が判断
カ 自動排泄処理装置	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」に該当する
	(二) 移動が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」に該当する

(平成27年 厚労省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」第31号のイより)

表2 福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（概略）
I 状態の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動リフト 	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動リフト 	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
II 急性増悪	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動リフト 	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
III 医師禁忌	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。

（平成19年3月14日 厚労省「地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議資料」より）

5 確認の流れ

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について、「市町村の確認による判断」で行う場合は、次の手順で事務を進めます。(図1参照)

(1) 利用者の状態の確認

担当ケアマネジャー等は、利用者の状態が、2ページの4(3)のi)からiii)の状態像に該当する可能性があり、かつ、福祉用具の使用が利用者の自立支援に効果的であるかを確認します。

(2) 医師に対する意見照会

担当ケアマネジャー等は、前(1)により福祉用具の貸与が適当と判断した場合は、次のいずれかの方法により、利用者の状態像の判断について医師の医学的な所見を求めます。

- i) 利用者が、自身の状態像の原因となっている疾病等の主治医から、「該当する状態像」が記載された診断書を取得し、担当ケアマネジャー等に提出します。
- ii) 担当ケアマネジャー等が、利用者の診察に同行するなどして、利用者の「該当する状態像」を聞き取ります。
- iii) 利用者が、主治医に対し、要介護認定の主治医意見書の「特記事項」に「該当する状態像」の記載を求めます。担当ケアマネジャー等は、その写しを長寿はつらつ課から情報提供等により入手します。

【注意点】

医師の医学的な所見において、4(3)のi)からiii)のどの状態に該当するのか、また、その判断に至った具体的な根拠(状態像)の記載が必要となります。「～が必要」や病名のみでの記載だけでは状態像が確認できないため、例外給付は認められません。

記載例：

- 「がん末期の状態悪化により短期間で起き上がりが困難な状況に至ると確実に見込まれ、福祉用具貸与の例外給付の状態像 ii) に該当する。」
- ×「パーキンソン病」(診断名だけの記載)
- ×「ギャッジベッドが必要」(福祉用具の必要性だけの記載)

(3) サービス担当者会議の開催

担当ケアマネジャー等は、医師の医学的な所見を入手した後、サービス担当者会議等を開催し、医師の医学的な所見を参考に福祉用具の例外給付が利用者の自立支援に役立つか検討し、例外給付が必要と判断した場合に、ケアプランを作成します。

また、医師の医学的な所見や医師名などについては、「サービス担当者会議の要点」又は「介護予防支援経過記録」に記載します。(末尾の記入例を参照)

(4) 長寿はつらつ課へ確認依頼書提出

担当ケアマネジャー等はケアプラン作成後、次のとおり書類を整え、長寿はつらつ課窓口に提出します。

ただし、みなし（生保）2号被保険者の確認依頼書は、対象者が受給している福祉事務所が提出先となります（確認結果通知も、福祉事務所から送付されます）。

i) 提出書類

ア 軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書

イ 医師の医学的な所見を示す資料

・主治医意見書 ・医師の診断書 ・医師から聴取した所見の記録

ウ サービス担当者会議等にかかる資料

・要介護者の場合 ➡ 居宅サービス計画書1、2及び4表

・要支援者の場合 ➡ 介護予防サービス支援計画書及び介護予防支援経過記録
(サービス担当者会議の要点)

ii) 提出期限

原則として、貸与開始前に提出してください。

ただし、末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合など、やむを得ず貸与開始後遡及して提出する場合は、貸与開始日から概ね1か月以内に行ってください。

iii) 確認結果

確認依頼の提出を受けた後、内容を精査します。確認後は、担当ケアマネジャー等に結果通知を送付します。

【注意点】

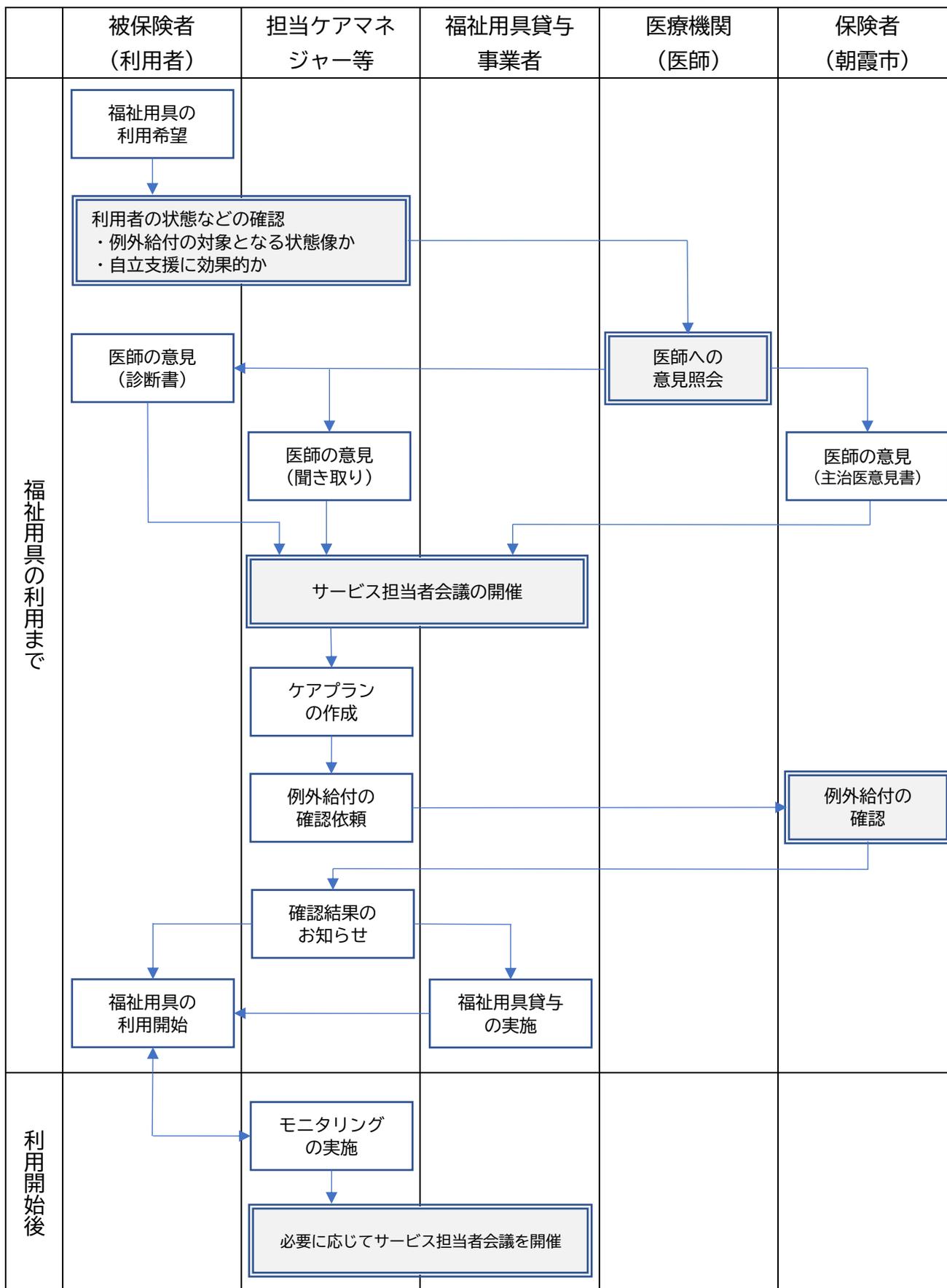
市の確認（承認）を受けずに介護保険の算定を行った場合、介護給付費を返還していただくこととなりますので、未提出ということがないようにご注意ください。

(5) 必要に応じて見直し

利用者が更新（区分変更）申請により新たに認定を受けた場合は、サービス担当者会議の開催等により、居宅（介護予防）サービス計画の変更の必要性について検討することとされていることから、少なくとも、その時点において、一連の確認を再度行う必要があります。

また、利用者の状態に変化があり、貸与種目の追加や変更の必要がある場合にも、同様に再度一連の確認を行う必要があります。

図1 (市町村の確認による判断で行う場合) 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の流れ



6 よくある質問 Q&A

Q1. 要介護認定の新規（区分変更）申請中ですが、確認依頼書を提出できますか。また、認定結果が出る前に福祉用具を利用したいのですが、軽度者に該当しそうな場合は、いつ確認依頼書を提出すればよいですか。

A1. 認定の結果が出てから確認依頼書を提出してください。ただし、医師への意見照会、サービス担当者会議等、例外給付の対象になるかの判断は、貸与前に行ってください。

Q2. 末期がん等により、早急に福祉用具の利用が必要な人の場合も原則どおり、貸与開始前に確認依頼書の提出をしなければなりませんか。

A2. 主治医の所見に基づく適切なケアマネジメントの結果、例外給付が必要な状態像であると判断された場合に限り、確認前の貸与も可能ですが、その場合、速やかに確認依頼書を提出すること。

また、新規申請の認定結果が出る前に資格喪失となった場合については、申請時に遡及して保険給付を受けることはできないので、自費となります。その旨、利用者や家族に十分説明をしてください。

Q3. 緊急で福祉用具の貸与を開始したが、例外給付の確認申請前に利用者が死亡した場合、申請は可能ですか。

A3. 対象者が亡くなる前に、医師へ意見照会及びサービス担当者会議等の一連の流れが行われ、必要な書類が整っていれば可能です。

Q4. 要支援の利用者のうち、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託されている者については、申請主体は誰になりますか。

A4. この場合は、申請主体は受託した居宅介護支援事業所となります。

Q5. 認定有効期間中に状態悪化等により、現在貸与している福祉用具を変更したい場合や、貸与種目及び貸与品目の追加が必要となった場合、再度確認申請が必要ですか。

A5. 貸与種目や貸与品目を変更、追加したい場合、再度確認依頼書の提出が必要となります。

Q 6. 要介護認定の申請中に、軽度者には該当しない見込みで、例外給付対象種目となる福祉用具の利用を開始していましたが、認定の結果、軽度者に該当することとなりましたが、どうしたらよいですか。

A 6. この場合は、福祉用具の利用開始前に、医師への意見照会とサービス担当者会議の開催の過程を経ている場合に限り、確認依頼書を受け付け、例外給付の対象とすることができます。

Q 7. 市の確認後、担当ケアマネジャー等が変更となった場合は、再度、確認依頼書を提出する必要がありますか。

A 7. 朝霞市においては、事業所間の連携（通知書の写しを変更後の事業所に渡す）がされていれば、再度提出する必要はありません。

Q 8. 福祉用具貸与にあたり、担当者会議を開催しましたが、緊急だったため主治医の意見の聴取が担当者会議に間に合いませんでした。担当者会議開催後すぐに主治医の意見を聴取しましたが、通常通り軽度者の届出は可能ですか。

A 8. 主治医の意見に基づき担当者会議で当該種目の貸与について検討を行う必要があるため、主治医の意見をもとに再度担当者会議を開催した上で、届出してください。

Q 9. ケアプランに「医師名」と「医学的な所見」を記載しなければならないとありますが、法的根拠はありますか。

A 9. 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号平成19年3月30日改正通知）」に記載されています。ただし、末期がん等本人に告知されていない場合は、「診断名」をケアプランに記載しなくても差し支えありませんが、国が示す状態像 i) から iii) のいずれかに該当することが明確にわかるように記載しなければなりません。

Q 10. 自己作成の方が例外給付を希望する際は、どのようにすればよいですか。

A 10. 自己作成の方については、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを行うことができないため、確認依頼書による福祉用具の例外給付は認められません。福祉用具貸与を利用する際は、ケアプランの作成を担当ケアマネジャー等に依頼し、確認依頼書を作成してください。

第4表

サービス担当者会議の要点

利用者名 〇〇 〇〇 様 居宅サービス計画作成者(担当者)氏名 〇〇 〇〇
開催日 令和 3年 2月 3日 開催場所 自宅 開催時間 14:00~15:00 開催回数 1

会議出席者	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名
	本人	〇〇 〇〇様	●●医院(欠席照会)	〇〇 〇〇医師		
	妻	〇〇 〇〇様	福祉用具専門相談員	〇〇 〇〇氏		
			介護支援専門員	〇〇 〇〇		
検討した項目	特殊寝台及び特殊寝台付属品の導入について					
検討内容	<p>① 主治医の意見 【2月1日 ●●医院 〇〇医師に電話で意見聴取】 末期の胃がんで、投薬治療中。今後、急激に状態悪化し、短期間で起き上がりが困難な状態に至ることが見込まれる。 特殊寝台及び特殊寝台付属品の利用が必要である。</p> <p>② 本人・家族の意向</p> <p>③ 福祉用具専門相談員の意見：状態像を踏まえた福祉用具の必要性和利用上の留意点を記載</p> <p>④ 担当ケアマネジャー等の意見</p>					
結論	～のため、特殊寝台及び特殊寝台付属品の導入と例外給付の申請を行う					
残された課題 (次回の開催時期)	特殊寝台導入後、効果と実際の状況を確認する。					